平成 29 年 2 月 13 日 (月) 交野市立幼児園民営化検討委員会資料

交野市立幼児園民営化基本方針 (素案)

交野市立幼児園民営化検討委員会 平成 29 年 月 日

目 次

		〈ページ〉
はじ	こめに	1
1.	交野市の保育をめぐる課題 (1)手法(公設民営・民設民営)の比較	2
2.	公立幼児園(保育)・民間保育園の運営状況 (1)運営コストの状況 (2)整備コストの比較	3
	公立幼児園(保育)・民間保育園の比較 (民間保育園アンケート結果から整理)	4
4.	民営化に向けた課題の抽出	5
5.	民営化の対象となる幼児園 (1)民営化の対象となる幼児園 (2)移転候補地	6
6.	民営化の実施方法「公私連携」 (1)法で規定されている「公私連携幼保連携型認定こども園」	7
7.	民営化の運営主体と選定方法 (1)認定こども園の事業主体 (2)事業者の選定	8
8.	民営化に向けた主なスケジュール	9
a	足営化によるコスト効果の活田等	۵

はじめに

昭和 46 年の市制施行後、長期的に増加してきた人口は 2000 年頃から横ばいとなり、2010年の 77,686 人をピークに減少に転じ、2015年には高齢化率は 25.7%に達する一方で、年少人口は 2000 年以降、減少し続けています。

一方で、保育ニーズは高まりつづけ、平成24年4月は0人であった待機児童数は、その翌年以降は増加し続け、この間、民間保育園の増改築や小規模保育施設の開設で約150人以上の定員増が図られたにも関わらず、待機児童数は平成27年4月には29人、平成28年4月には47人にのぼり、現在、待機児童の解消が本市の喫緊の課題となっています。

また、全市的な課題として、公共施設の老朽化対策が大きくのしかかっており、市内公共施設の全体について見直しに取り組んでいるところです。公立幼児園についても昭和47~49年の建築と老朽化が著しく将来を見据えた建替えなどの検討が必要な状況です。

このような中、平成28年1月に策定した「市長戦略」において、公立幼児園3園のうち1園を平成31年度以降の早期に民営化することを定め、同年10月に「交野市立幼児園民営化検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、学識経験者や保育園、幼稚園の経営者、保護者代表の方々からご意見やアドバイスをいただきながら、公立園と民間園との違いや民営化に向けた課題の抽出などについて検討を行いました。

本基本方針は「検討委員会」での検討を経て、民営化する公立幼児園の選択、児童にできる限り負担をかけない円滑な民営化の実施方法とともに、ただ単に財政負担の削減効果を求めるというだけではなく、得られた財政効果については、保育や子育て施策に活用し、公立だけでなく、民間を含めて全市的な保育の質の向上に活用を図るための、基本的な方針を定めるために策定するものです。

1. 交野市の保育をめぐる課題

■待機児童の解消

- ◇待機児童の問題は、本市の喫緊の課題。
- ◇H27.4 は既存の認可外保育施設の小規模保育施設への移行により 48 人、H28.4 は民間保育園により 109 人の定員を拡大したにもかかわらず H28.4 の待機児童は増加。
- ◇H29 年 4 月には公立の定員の拡大とともに新たに小規模保育施設の誘致を計画(市内全体の 定員を 100人以上増予定 対 H28 年比)。

各年4月1日現在	H26	H27	H28	H29 (予定)
市内保育定員	1,135 人	1,183 人	1,292 人	1,418 人
待機児童数	16 人	29 人	47 人	?

■施設の老朽化

- ◇市の公共施設全般が老朽化しており、「交野市公共施設等総合管理計画」を策定中。
- ◇幼児園も築40年以上と老朽化しており、将来を見据えた建替えなどの検討が必要。

幼児園	第 1	第 2	第 3
建築時期	昭和 47 年築	昭和 48 年築	昭和 49 年築

(1)手法(公設民営・民設民営)の比較

- ◇今回、民営化を検討する際には、施設の老朽度を勘案し、建替整備することを前提とします。
- ◇公立幼児園を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体をともに移管先に移行する「民設民営 方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

【施設の建替えを想定】

	市の財政負担	民間事業者による柔軟な運営		
	市財政負担〈小〉	柔軟性 〈〇〉		
民設民営方式	民間は国補助金の活用可	保育水準を協定で担保民間のノウハウ活用		
公設民営方式	市財政負担 〈大〉 国補助金なし	柔軟性 〈△〉 指定管理者		
	⇒起債、地方交付税	⇒自主事業が特徴 ⇒建物の改修は市負担		



市の財政負担、民間事業者による柔軟な運営などを考慮し、民間保育園として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」が望ましい。

2. 公立幼児園 (保育)・民間保育園の運営状況

(1) 運営コストの状況

◇運営費において保育所に通う園児 1 人当たりの公費負担額を比較すると、公立保育所では民間保育所の約 2~3 倍になっています。

·		
■公立 (3 園)	(H26 年度決算ベース)	単位:円

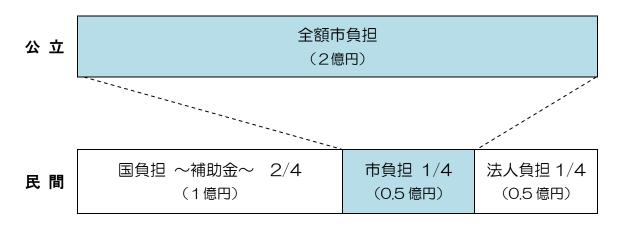
定員(人)	歳出	歳入 (保育料・地方交 付税)	市負担額	1 園あたり 市負担	1 人あたり 月額	1 人あたり 年額
350	533,575,549	281,468,150	252,107,399	84,035,800	56,488	677,860

■民間 (平均) (H26 年度決算ベース) 単位:円

定員(人)	歳出 (委託費・補助金)	歳入 (国・府負担金・補 助金、保育料、地 方交付税)	市負担額	1 園あたり 市負担	1 人あたり 月額	1 人あたり 年額
120	127,268,974	100,737,846	26,531,128	26,531,128	16,895	202,743

(2)整備コストの比較

- ◇公立の保育所等の施設を建替えする場合、国の補助はなく全額市負担になりますが、民間保育所等の場合は、国の補助を活用することができるため、市は1/4負担になります。
 - ※補助金には上限があります。
- ◇仮に、建替え費用と補助対象額がいずれも2億円とすると、設置主体の違いによる負担額は以下のようになります。



※待機児童解消プランに基づく整備については、国庫負担率が 1/2→2/3 に嵩上げされています。

3. 公立幼児園(保育)・民間保育園の比較〈アンケート結果から整理〉

民間保育園における実態把握のためのアンケート調査 (H28.12月実施) 結果の分析

	項目	公 立	民 間	公立・民間の差
1	障がい児の受 入状況	定員に占める障がい児の割合 第1(3.6%)、第2(8.3%)、 第3(5.8%)	民間での最高は5.3%、次いで5.0%、4.7%。	民間園で障がいのある児童を 受入した場合の補助制度を創 設後(H24~)、民間園での受入 が広がっている。
2	職員の研修等の受講状況	研修計画に基づき受講。夏季を 中心に実施。	民間園ではキャリアに応じて 積極的に保育士に研修を受講 させている様子が伺える。特に 1年目の保育士などには必要な 研修を積極的に受講させてい る。	民間園では新規採用者の積極的な研修実施のほか、キャリアに応じた研修など、それぞれの取組内容や実施回数の考え方に独自性が見られることが特徴。 公民に大きな差は見られない。
3	給食業務	職員が調理 アレルギー対応(基本除去食)	民間園では 7 園中 4 園が業者 委託をしているが、いずれもア レルギー対応は実施。	公民ともに自園調理だが、民間 は業者委託が見られる。アレル ギー対応では差は見られない。
4	保育士以外の 配置状況	全園に看護師を配置	看護師配置あり 7園中2園が配置	看護師配置に公民の差あり
(5)	看護師配置が ない場合の対 応		応急処置、保護者への連絡、タ クシー、救急車搬送など	看護師の配置がない場合、応急 処置や救急要請、保護者への連 絡、また、判断が難しいときの 対応など、適切に対応できるよ う予め対応が取り決められて いる。
6	保育士の年齢 構成	常勤は各年齢層に分布。 民間に比べて、非常勤やアルバ イトの雇用が多い。	民間園は20代の常勤の保育士が多いことが特徴。 指導的立場にある主任保育士をはじめ少数のベテラン保育士が存在するバランス。	年齢構成では民に 20 代の保育士が多く、公立では各年齢層に分布しているなど、公民でそれぞれのバランスに特徴が見られる。 非常勤は公民とも 40 代、50 代が大半を占めている。
7	保育士の勤続 年数	10 年以上が多い。	民間園の常勤はそれぞれの年 齢構成によってバランスが取 れている。	公民とも 10 年以上の保育士が存在し、民間園によっては公立並みの園もある。
8	特徴的な取組	地域交流、音楽鑑賞会など 民間園の取組を参考に、H27 年より体操教室を開始	体操、サッカー、絵画、リトミック、スイミング、英語指導など多種多様な取組が特徴。	公民ともに独自の取組を実施。 民間園では英語、スイミングな ど各園の特色が見られる。
9	費用負担	制服をスモックとしているため、比較的安価	制服等を除けば、公立・民間とも大差はないが、制服等の導入の仕方によって民間園の間でも金額の差がある。	制服の金額、体操服の有無などによって、公民また民間の間でも差が見られる。 低所得世帯(生活保護世帯)への一部実費負担の支援は制度化 H28~
10	主食の取扱	持参	主食費を徴収のうえ提供している場合がほとんど	公立園の厨房設備に課題。
11)	遠足		_	特に差は見られない。

4. 民営化に向けた課題の抽出

アンケート結果から、以下の点について、公立と民間に違いが見られたため、民営化にあたっては、 公立幼児園での教育・保育水準の継承について、以下のことについて留意することが必要です。

◆障がい児の受入

- ◇障がい児の受入については、民間園で障がいのある児童を受入した場合の補助制度を創設後(H24~)、民間園での受入が広がっている。
- ◇民営化園についても補助し、できるだけ、保護者が希望する保育施設での保育が可能になるよう市全体で取組を実施。
- ◇ただし、障がいが重いケースや医療的ケアが必要な場合などは、保護者と個別に相談。

◆給食関係

- ◇業者委託を行った場合、民間業者が持つ高い専門性を活かした給食が提供され、民営化した園では給食が非常においしくなったと評価されることがある。
- ◇施設職員が直接調理する場合は、児童の体調が優れないときなど、急な調理内容の変更な ど柔軟に対応できるメリットがある。
- ◇業者委託、また直接調理の双方にメリット、デメリットがあるが、民営化園においては少なくとも協定期間内は、公立で実施している直接調理を実施。

◆看護師配置

- ◇看護師配置については、公立に比べ、民間園では配置されていないことが多い。
- ◇看護師が配置されている場合、ケガや病気などへの適切な対応が可能となるため得られる 安心感は大きい。さらには、日常的な保健衛生管理が可能になり、インフルエンザやノロ ウィルスなどの感染症への対応など、園内できめ細かい保健衛生への対応が可能になる。
- ◇民営化園においては、引き続き、看護師配置を必須条件とする。また、民営化で得られた 財政効果については、民営化を契機に全市的な取組として波及することも検討。

5. 民営化の対象となる幼児園

(1) 民営化の対象となる幼児園

- ◇3園とも、施設の老朽化が課題となっていますが、建替用地は3,000~4,000 ㎡が必要であるため、 現施設の敷地面積内での建替えは困難です。
- ◇移転にあたっては、既存の市有財産(土地)の活用が望ましく、また、通園などに大きな環境の変化が生じないことが望ましいと考えます。

	建築年	敷地面積	賃借料	移転候補地
第 1 幼児園(あまだのみや)	S47年	3,059.00 m²	330 万円/年	森新池(森) 市所有地
第2幼児園(あさひ)	S48 年	3,465.25 m ²	なし	未定 ※星田北開発動向により検討
第3幼児園(くらやま)	S49 年	3,462.31 m ²	なし	今池 (幾野) 郡津財産区所有地

(2) 移転候補地



◇現在の状況	あまだのみや幼児園	くらやま幼児園
施設の老朽化状況 ※交野市公共施設等マネジメント白書	長寿命化に適さない	長寿命化できる可能性がある
土地の所有関係	借地であり、年間 330 万円の 賃借料	市所有地
◇移転候補地		
立地条件	近隣地であり影響小	近隣地であり影響小
所有関係	市所有地	郡津財産区所有地
法的背景	建設可能	法的制約あり

移転による在園児への環境変化に配慮した立地条件では、第1幼児園(あまだのみや)、第3幼児園(くらやま)ともに移転候補地が近隣であるため差はありませんが、現在の賃借料の有無や移転候補地の所有関係などを鑑みると、<u>第1幼児園(あまだのみや)を民営化の対象</u>園とすることが、最も効果を発揮できます。

6. 民営化の実施方法「公私連携」

(1)法で規定されている「公私連携幼保連携型認定こども園」

公私連携幼保連携型認定こども園は、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置 主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度としたです。

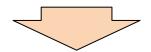
公立幼児園を民間事業者へ移管するにあたり、これまでの公立幼児園で培われてきたノウハウの 継承や、在園児に対する配慮などを考慮すると、引継ぎ体制を整備し、民営化移行準備期間を設け ることが必要です。

そのため、"公私連携" 幼保連携型認定こども園とすることで、十分な引継ぎが可能になるとともに、民営化後の保育内容に関しても、市が関与することが可能になります。

〈協定の締結〉

公私連携幼保連携型認定こども園は、市町村と法人が協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。当該協定に定める事項としては次の事項が法律上定められています。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称、所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項



協定で整理する内容

- 保育時間
- ・ 基本的な保育内容
- 給食の自園調理(アレルギー対応含む)
- 障がい児保育(加配)
- ・看護師の配置
- ・用地の無償,廉価での貸付 など



民営化により期待できる内容

- ・特色ある多様な保育
- ・多様な保育ニーズへの対応

【想定例】

- 延長保育の拡大
- 休日保育
- ・特別指導(音楽,美術,体育,英語など)

7. 民営化の運営主体と選定方法

(1) 認定こども園の事業主体

公立幼児園は、平成29年4月より認定こども園になります。

認定こども園の事業主体は、国か地方公共団体の他は、学校法人か社会福祉法人に限られています。

		運営主体				
	保育所	社会福祉法人、学校法人、株式会社 他				
	幼稚園	学校法人、社会福祉法人 他				
認定こども園 国・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人		国・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人				



(2)事業者の選定

民営化後の事業主体は保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い保育を確保できる民間事業者 (学校法人、社会福祉法人) とします。

〈選考方法〉

- ◇市が委嘱する専門家等で構成された選定委員会(条例設置予定)を組織
- ◇民設・民営方式で、企画提案(プロポーザル)方式により事業者選定

〈応募資格〉

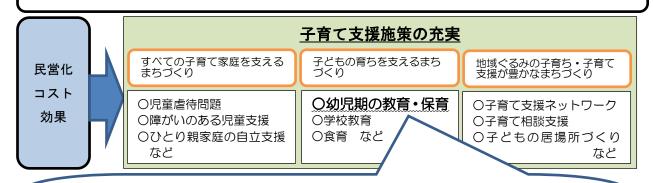
- ◇社会福祉法人、学校法人
 - 例)・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、社会福祉法、児童 福祉法、教育基本法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を熟知し、就学前の教育・保 育事業に熱意と理解を持ち、幼保連携型認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。
 - ・資金計画及び事業計画が確実であること

8. 民営化に向けた主なスケジュール

	運営法人関係	施設整備関係
H29.3月頃	・民営化基本方針(案)の策定	
~4 月頃	<検討委員会作業>	
	・上記、基本方針(案)のパブリックコメント	
	(意見公募)	
	・パブコメ結果を踏まえ、基本方針案を審議会	
	へ諮問	
H29. 4	・答申を受けて成案化	
		•移転候補地の測量調査設計業務委託
H29. 10		
		・池の水抜き後、詳細設計
H29. 12		
	• 運営法人選定委員会設置条例上程	
H30. 4	• 運営法人募集要綱公表	• 造成工事開始
H30. 7	・運営法人の決定	
	⇒ 審議会へも報告	
H31.4~	移行保育開始(4~12月末まで)	・運営法人による新施設建設
H32. 1∼	・運営法人との合同保育開始(1~3月末まで)	
H32. 4∼	• 完全民営化	

9. 民営化によるコスト効果の活用等

民営化により得られたコスト効果は、市の子育て支援施策の充実に活用されることが望ましい。



民営化園が公立から引継いだ保育内容を実施できるよう支援するとともに、そのことで 市内の他の民間園に対しても、同じ内容の支援を広げることが求められる。

このため、障がい児や福祉的配慮の必要な家庭等の受入など、公・民に関わらず、これらを全市的な課題としてとらえ、本市の保育の全体の質の向上について検討が必要。